

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、平成11年11月から12年9月までの期間の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月から12年11月まで

A社に勤務していた期間のうち、平成11年11月から12年11月までの期間の標準報酬月額が20万円とされているが、給与からは34万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成11年11月から12年9月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する34万円と記録されていたところ、12年1月24日付けで、11年11月1日まで遡って20万円に引き下げられ、その後も同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において、事業主及び従業員3名の標準報酬月額が、申立人と同様に平成12年1月24日付けで遡及訂正処理されていることが確認でき、事業主及び経理担当者（事業主の妻）は、「平成10年頃から経営が悪化し、申立期間当時は資金繰りが苦しく、社会保険料を滞納していた。当時の社会保険事務所の係官が来社し、『どうしても払えないなら、標準報酬月額を何か月か遡って減額訂正し、未払金を清算したらどうか。』と言われたので、訂正処理を行った。」と証言している。

なお、商業登記簿によると、申立人は、申立期間において当該事業所の取締役であったことが確認できるところ、事業主は、「申立人の仕事は営業担当で、経理や社会保険事務に関与していなかった。」と証言していることから、申立

人は、当該遡及訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成12年1月24日付けで行われた遡及訂正処理は、事実に即したものと考えるのが難しく、当該遡及訂正を行う合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間のうち、11年11月から12年9月までの期間の標準報酬月額は、34万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成12年10月から同年11月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、同年10月の定時決定処理により20万円とされているところ、当該処理は同年8月25日に適正に行われており、社会保険事務所の関与があったとは考え難い。

また、当時の経理担当者（事業主の妻）が、「当時は経営が苦しく、役員だった申立人に協力をお願いして申立人の給与を下げた。20万円なら支払いできる金額だったと思う。」と証言している。

さらに、雇用保険における離職時の賃金日額の記録により、申立人の当該期間の報酬月額は、おおむね20万円であったことが推認できる。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を37万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月11日

平成19年12月賞与の記録について、事業主が37万6,000円を37万8,000円に訂正しているが、年金給付に反映されないため、第三者委員会へ申し立てるよう年金事務所から文書が届いた。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（37万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事務処理を誤ったとして賞与支払届の訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び申立期間④のうち、昭和 51 年 5 月 4 日から 52 年 6 月 1 日までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 46 年 7 月は 6 万円、51 年 5 月から 52 年 5 月までは 12 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間③のうち、昭和 50 年 12 月 1 日から 51 年 5 月 4 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 50 年 12 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、50 年 12 月から 51 年 2 月までは 11 万 8,000 円、同年 3 月及び同年 4 月は 12 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 20 日から 46 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 46 年 7 月 1 日から同年 8 月 26 日まで  
③ 昭和 46 年 8 月 26 日から 51 年 5 月 4 日まで  
④ 昭和 51 年 5 月 4 日から 52 年 7 月 20 日まで

申立期間①及び③については、A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②及び④については、厚生年金保険の標準報酬月額が、上記事業所に勤務していた際に受け取っていた報酬月額よりも低く記録されているので、適正な記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び④については、申立人は、標準報酬月額が相違していると申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれの見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間④のうち、昭和51年5月から52年5月までの期間については、A社の元取締役から提出された昭和51年分及び52年分源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（12万6,000円）に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

一方、申立期間④のうち、昭和52年6月については、上記52年分源泉徴収簿兼賃金台帳によると、当該期間に係る厚生年金保険料控除額の記載が無い上、申立人の退職年月日が52年6月20日と記載されているほか、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、A社の元取締役は、「いつ頃からは分からないが、A社では昭和55年頃まで、私を含め従業員に係る厚生年金保険の標準報酬月額について不適正な届出を行い、届け出た標準報酬月額に見合う保険料よりも高い保険料を継続的に給与から控除していたようである。申立期間当時、社会保険事務所（当時）への届出は事業主が行っていた。」と証言している。

また、当該元取締役から提出された昭和50年12月給与計算表、51年分及び52年分源泉徴収簿兼賃金台帳、並びに元同僚から提出された46年7月から54年9月までの給与明細書、50年分及び51年分源泉徴収票により、当該期間に被保険者記録が確認できる多数の同僚について、給与から控除された保険料が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料の約1.1倍から約3.3倍であることが確認できることから、当該期間当時、当該事業所においては、恒常的にオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料よりも高い額の保険料を給与から控除していた状況がうかがえる。

さらに、昭和51年分及び52年分源泉徴収簿等によると、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料の少なくとも約1.5倍の保険料を給与から控除されていることが確認できる。

加えて、複数の元同僚は、「申立人は病欠することもなく、退社するまで

ずっと同じように勤務し、残業も行ってた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、オンライン記録の1.5倍の標準報酬月額（6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②及び申立期間④のうち、昭和51年5月から52年5月までの期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記源泉徴収簿等において確認又は推認できる給与支給額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間③のうち、昭和50年12月から51年4月までの期間については、上記51年分源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人が当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収簿兼賃金台帳で確認できる保険料控除額により、昭和50年12月から51年2月までは11万8,000円、同年3月及び同年4月は12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業しており、当時の事業主と連絡がつかず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち、昭和46年8月から50年11月までについては、上記52年分源泉徴収簿兼賃金台帳に記載された勤続年数（7年）及び複数の元同僚の証言により、申立人が当該期間においてもA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、上記昭和50年12月分給与計算表によると、申立人の給与から厚生年金保険料が控除された旨の記載が無いことが確認できることから、当該期間については、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかった事情がうかがえる。

また、オンライン記録により、申立人は、当該期間中の昭和47年7月頃に国民年金の加入手続きを行い、同年4月から当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を再取得する54年5月の前月の同年4月までの期間（同年1月から同年3月までを除く）の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 3 申立期間①については、上記の昭和52年分源泉徴収簿兼賃金台帳の入社年月日欄に昭和45年3月20日と記載されていることから、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の元取締役から提出された上記源泉徴収簿兼賃金台帳によると、当該事業所においては、昭和51年当時、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していない者が散見されることから、当該事業所は、当該期間においても入社と同時に被保険者資格を取得させていなかった可能性を否定できない。

また、当該事業所は、既に廃業しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）も無い上、当該期間に被保険者資格を取得した元同僚は、自身の入社日を明確に記憶していないなど、当該事業所における当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び申立期間③のうち、昭和46年8月から50年11月までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月 21 日から 55 年 8 月 1 日まで

A社からB社への出向の後、A社に戻った直後の申立期間の標準報酬月額が、支給されていた給与に比べて低すぎる。出向解除後も出向中と同じ給与をもらっていたはずであり、納得できない。

申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

A社から提出された「昭和 54 年末賞与算定時の基本賃金データ」及び「昭和 55 年昇給時の旧基本賃金データと新基本賃金データ」によると、申立人の申立期間の基本給は 11 万 6,400 円と記録されており、オンライン記録の標準報酬月額（11 万 8,000 円）に相当する金額であることが確認できる。

また、当該事業所は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる資料は無いが、健康保険組合の記録と社会保険庁（当時）の記録が一致していることから、移籍出向解除後の厚生年金保険被保険者資格再取得時に、基本給を基に報酬月額の届出を行い、当該届出に基づいて決定された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していたと考えられる。それよりも高い額の保険料を給与から控除するようなことは考えられない。」と回答し

ている。

さらに、厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額について、遡及して引き下げられているなど不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。